

2. パブリック・コメント（意見公募）について

パブリック・コメントについては、「伊達市パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施する予定です。

(1) 意見募集期間

平成28年3月1日（火）～平成28年3月18日（金）

(2) 周知方法

- ・市ホームページ
- ・募集チラシ全戸配布

(3) 公表方法

- ・市ホームページへの掲載
- ・市役所総務部総務課および各総合支所窓口での閲覧

(4) 公表内容

市民憲章（素案）および解説

(5) 意見を提出できる者

- ・市の区域内に住所を有する者
- ・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・市の区域内に存する学校に在学する者

(6) 意見等の提出方法

- ・郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接持参の方法による。
- ・意見等を提出する市民等には、住所、氏名等の記載を求める。

(7) 意見等の考慮

提出された意見を市民憲章検討委員会で考慮し、市民憲章（案）を作成する。

(8) 意見の提出先

伊達市総務部総務課

○伊達市パブリック・コメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民意見公募（以下「パブリック・コメント」という。）制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、本市の施策等に関する計画及び条例等（以下「計画等」という。）の意思形成過程における市民参画を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント制度 市の計画等の策定にあたり、当該計画等の趣旨、目的、内容等を公表し、これらに対する市民等の意見を考慮して意思決定を行う制度をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市の区域内に住所を有する者
 - イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
 - ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市の区域内に存する学校に在学する者

(対象)

第3条 パブリック・コメント制度の対象は、次のとおりとする。

- (1) 市の総合計画若しくは個別の分野における基本的な計画の策定又は重要な変更に関するもの
 - (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃に関するもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、この制度の対象としない。
- (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 裁量の余地がないと認められるもの
 - (3) 法令又は条例に意見聴取手続が定められているもの

(計画等の公表)

第4条 前条第1項各号に規定する計画等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表するものとする。

2 前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等を策定する趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の立案した際の考え方
- (3) その他計画等の内容を判断するにあたり必要となる資料

(公表の方法)

第5条 前条第1項の規定による計画等の案の公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 所管課等が指定する場所での閲覧又は配付
 - (2) 市のホームページへの掲載
- 2 広く市民等に周知するため、前項に規定する方法のほか、必要に応じ、次に掲げる方法により公表を行うものとする。
- (1) 市の発行する広報紙への掲載
 - (2) その他必要があると認める方法

(意見の提出)

第6条 第4条第1項の規定により計画等の案を公表するときは、当該計画等の案に対する意見の提出を求める期間及び提出方法を併せて公表するものとする。

2 前項の意見の提出を求める期間は、原則として15日間以上の期間とし、計画等の案を公表する際に明示するものとする。

3 第1項の意見の提出方法は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 所管課等が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

4 市民等から意見の提出を受けるときは、原則として提出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先等の記載を求めるものとする。

(意見の反映)

第7条 計画等の策定に係る意思決定を行うに当たっては、前条の規定により提出された意見を十分に考慮するものとする。

2 前項の規定により計画等の策定に係る意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

3 第5条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、パブリック・コメント制度に係る手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめた一覧表を作成し、市民生活部市民協働課に備え付けるとともに、市のホームページに掲載して公表するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限及び計画等の案の入手方法並びに問合せ先を明示するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行の日以後に策定する計画等について適用し、この要綱の施行の際現に立案過程にある計画等については適用しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この要綱に定める手続に準じた手続を実施するものとする。

附 則 (平成21年3月26日告示第29号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日告示第36号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。